

事務連絡  
令和2年12月28日

産業廃棄物処理業者 様

豊田市 廃棄物対策課長 近藤 理史

市外産業廃棄物搬入届出書の添付書類の取り扱いの変更及び  
冬期長休暇時の対応について（依頼）

平素は、当市の環境行政に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する規則の一部を改正し、令和3年1月から市外産業廃棄物搬入届出書及び市外産業廃棄物搬入変更届出書の届出について、従来添付を必要としていた当該産業廃棄物の処理委託契約書の写しを不要としましたので、お知らせします。お手数をお掛けしますが、排出事業者への周知をお願いいたします。

また、年末年始や冬期長期休暇時の対応について、事故防止や自然災害の発生に備え対策に万全を期すようお願い申し上げます。

【長期休暇に向けて特に注意すべき事項】

- 施設を停止する際は、手順に従い、電気等の止め忘れや安全に十分注意すること。
- 設備を再稼動する際は、手順に従い、安全を確認した上で運転を再開すること。
- 施設や廃棄物保管場所等を点検し、部外者の侵入や廃棄物の漏洩等を防止すること。
- 万が一の事故や災害に備えて、緊急時の連絡体制を再度確認すること。事故や災害が発生した場合は、速やかに下の連絡先まで電話すること。（夜間休日は、市役所代表番号に連絡してください。守衛から担当職員に連絡が入ります。）

【連絡先】

豊田市役所 環境部 廃棄物対策課  
電話：0565-31-1212（代表）内 3-3052  
0565-34-6710（直通）  
E-MAIL：haitai@city.toyota.aichi.jp